

サド裁判における滝澤龍彦の闘争

——弁護人の言説との比較から

水川 敬 章

本稿が行うのは、マルキ・ド・サド『ジュリエットの物語あるいは悪徳の榮え』を滝澤龍彦が抄訳し、出版した『悪徳の榮え(続)——ジュリエットの遍歴』(現代思潮社、一九五九・一二)における一四箇所の性描写

が猥褻であると起訴され争われた「悪徳の榮え」事件、通称サド裁判に關する論究である。被告であつた滝澤の言説を分析対象とし、如何なる言説によつて裁判が闘争されたのかを問うものである。サド裁判に際した滝澤の戦術については、既に別稿において検討した^(注1)。本稿は戦術のレベルではなく、闘争それ自体を対象とし、かかる戦術が如何なるかたちで闘争として展開されたのかを確認し、その意義を問い合わせ、別稿での議論を補足する。

また、本稿では、分析の対象を第一審の言説に限定する。サド裁判は一九六一年(六九年)の時間をかけて第三審まで争われ、滝澤は有罪となり終幕する^(注2)。しかしながら、実際に滝澤が法廷に立つて闘争したのは第一審のみ

であり、裁判に熱心に取り組んだのはこの時期である。したがつて、サド裁判における言説レベルの闘争を分析する場合、必然的に第一審を対象することになる。

更に、本稿において、かかる滝澤の言説は、同じく第一審に關わる弁護人の言説と対照的に検討される^(注3)。その理由は以下のとおりである。滝澤の闘争と対応関係にある滝澤の戦術は、〈勝手気まま〉に闘争することであつた。

滝澤は、トロツキーのスローガン「個別に進み、一緒に撃て」を脱政治化・脱文脈化し、自らの戦術へと分節^(アーティキュレイ)合^(合)し、弁護人との意志の統一性を欠いた〈勝手気まま〉な闘争を展開することを練り上げ、法の構築主義的暴力によつて抹消されかけた作家としての存在を防衛しようとした^(注4)。したがつて、当然のことながらこの戦術は、弁護人たちとの間に差異と対立をもたらした^(注5)。サド裁判の闘争過程を評価するにおいて、両者の対立は注目に値しよう。したがつて、本稿では、この弁護側内部の差異が

如何なる部分において生起していたのか、第一審に直接的に関わる両者の言説を検討して明らかにすることを設定する。特に本稿においては、法廷内の両者の言説以外に着目する。具体的には、弁護人の法廷闘争の言説が濛澤が作成した法廷資料を再編して形成されたことを論証し、この再編の痕跡を辿ることで、濛澤と弁護人の差異が問われる。

以上の作業を元手に、サド裁判における濛澤の闘争自体がどのような批評性を持ち得るのか、その嘗為の意義を考察し、またサド裁判の批評的価値を論じたい。

濛澤龍彦と裁判資料作成について

別項でも議論の核としたが、濛澤は裁判を闘うに際して、三島由紀夫に「勝つより負ける方が、はるかに有意義ではなかろうかと考えてます」と述べ、敢えて〈負け〉のように闘うと宣言した。だが、裁判に関する彼の活動を確認すれば、一見すると逆に、寧ろ弁護人との共闘に熱心であつたと考えられる部分がある。それは、弁護人が要請した裁判資料の作成に関する活動である。

そのひとつが「フランスにおけるサド裁判記録・資料」である。これは、『日本讀書新聞』に一九六一年五月一

日から七月一〇日にかけて、毎月曜日、計一回にわたる。しかししながら、それらテクストの分量、作業量、そり連載されたもので、内容は、一九四七年刊行され始めたジャン＝ジャック・ボーヴェール社の『マルキード・サド選集』が一九五五年に押収・起訴され、翌年より公判が行われて有罪となつた事件の経緯を記した『サド事件』の濛澤による抄訳であつた。濛澤によれば、この資料は、そもそも「弁護士の要請によつて、やがて行われる弁論の資料にするために」、濛澤が「翻訳編集したもので、公表を予定したものではなかつた」とされるつまり、濛澤は、翻訳作品として発表する予定のない裁判のためだけの資料作りに労力をかけていたことになる。そして、また、弁護人の間でのみ閲覧された資料の作成においても、濛澤は相当の労力と時間をかけていた。このことを証明するのが『現代思潮記』と呼ばれる資料である。この資料は、巖谷國士によると、濛澤が弁護人たちのサドに関する事項の理解を深めるために作成したと考えられるもので、四百字詰め原稿用紙百枚近い分量であり、このことのみを斟酌しても濛澤の労作ぶりは十分に看取されよう。このように濛澤は資料作りという、凡そ外に向かつて開かれた〈作品〉とは言い難い、実際の法廷闘争に収斂される執筆活動に熱心であつたと言える。

- 60 -

て内容が裁判の勝利への執念に裏打ちされたものであつたのかと言えば、そうではない。前者の翻訳の場合、濫

澤はそれを公表することについて、「被告側の敗訴になつた外国の裁判記録を公表して、検事側に有力な証拠資料を提供する」という弁護側にとって負の意味があることを明言し、裁判勝利のためには秘匿すべき資料であつたものを敢えて公表するという、韜晦めいた態度を示すことによつて、勝利を自らの肯定的価値の境外に置いてみせた。

そして、もう一方の『現代思潮記』も同様に、裁判の勝利に与することを退けたテクストであつた。このことは、『現代思潮記』それ自身に如実に顯れてゐるのではない。以下に論証するが、実は『現代思潮記』は弁護人に活用され、闘争言説の一部——「弁護人冒頭陳述」とりわけ「悪徳の榮え」の文学的・思想的価値（以下「悪徳の榮え」の価値）として再編される。言わば弁護人の闘争言説の典拠の位置にある『現代思潮記』と、かかる弁護人の言説とを比較するにおいて——即ち、弁護人の言説が『現代思潮記』の何を退けたのかを確認することとで、その性質は詳らかになる。

『現代思潮記』と「弁護人冒頭陳述」の関係 ①

それでは、『現代思潮記』と「弁護人冒頭陳述」『悪徳の榮え』の文学的思想』は具体的にどのような関係にあるのか。まずは、後者が前者を元手に編まれたこと、所謂典拠関係にあることを手短に論証しておく。この関係を断定するにおいて、本稿では、A. 「悪徳の榮え」の価値は七つのテーマに区分されて提示されているが、その区分及び各区分の題名が『現代思潮記』の章立て及び各章の章題と極めて類似すること、B. 「悪徳の榮え」の価値の記述の多くが、『現代思潮記』の表現と一致乃至類似することの二点を根拠とした。それでは、以下、A. B. それぞれについて検証を行う。

A. であるが、両方の区分・章立てを対照させたのが表1である。

「『悪徳の榮え』の価値」のテーマ区分が七であるのに対し、『現代思潮記』も同数の七章立てとなつていて。そして、それぞれの配置が三番目と五番目を除き、題名がほぼ同じ表現乃至内容を示すものとなつていてることも一目瞭然である。強いて言えば「『悪徳の榮え』の価値」の方がより具体的な題名に変更されており、若干整理されていることが指摘できよう。『現代思潮記』〔三〕の欠及び、五番目の題名の違いがあるものの、この二つに強

い関連を認めるとの妥当性は極めて高い。

続いて、B. の「表現の一一致」についてであるが、両テクストの全文についてその比較一覧を掲載することは紙幅の都合上不可能である。よって、ここでは、『現代思潮記』〔四〕及び「『悪徳の榮え』の価値」〔注15〕を任意に選び出し、代表的事例として検証する。二つのテクストで類似する箇所を示すために、表2では、各々のセクションの全文を『現代思潮記』を基準に①～⑩に区分した上

表1

〔現代思潮記〕の章立て	〔「悪徳の榮え」の価値〕の区分
〔二〕サドの思想、とくに「悪徳の榮え」のもつ位置と意味	一、サドの思想特に「悪徳の榮え」のもつ位置と意味
〔二〕サドの文学史上の価値、及び、サド文学発生の歴史的社會的背景	二、サド文学の歴史的社會的背景——サドの文学史上の価値
〔三〕は欠	三、サド文学の現代的意義
〔四〕サド文学の現代文学に及ぼしている影響	四、サド文学の現代思想および文学に及ぼしている影響
〔五〕過去および現代におけるサド文学に対する評論	（二）アボリネエルを先駆とする超現実主義（シユルリアリズム）のグループ。
〔六〕サド文学と啓蒙思想との關係、及び思想史的意義	第一に「十九世紀中黙殺されていたかに見えたこの人物サドは二十世紀を支配するであろう」と述べた詩人アボリネールを先駆者とするシユルリアリズムのグループがあげられる。
〔七〕サドおよびサド文学が近代心理学に及ぼした影響	

表2

〔現代思潮記〕	〔「悪徳の榮え」の価値〕
〔一〕〔四〕サド文学の現代文学に及ぼしている影響	サドは十九世紀の間、殆ど埋もれていたとは言え、以上に述べたようなサドの思想的文學的重要性を考えれば、サドが現代文学に大きな影響を与えていることは決してふしきではない。まづヨーロッパについて言えば、

で、該当箇所に傍線を付した。

それぞれの検討は以下の通りである。①は『現代思潮記』が「サド文学の現代文学に及ぼしている影響」とあり、雑な表現であるのを「『悪徳の榮え』の価値」では、冒頭陳述に適するように表現を整えたと見なせる。②は、

<p>(④) 超現実主義は、フロイトの無意識や夢の学説を芸術の領域に導入し、同時に道徳や社会的に抑圧や政治的疎外を完全に撤廃することを主張した二十世紀前半（第一次大戦後）の藝術運動である。</p>	<p>(⑤) この派の首領は、詩人のアン・ドレ・ブルトンであるが、ブルトン自身も、あるいはこの派のメンバーである詩人のボオレ・エリュアールも、ロベール・デスノスも、サルヴァド・オル・ダリも、アンドレ・マツソンも、モオリス・エヌも、ルネ・シャールも、それぞれサドについて貴重な発言をしている。彼らは、ランボオ、ロオトレイアモンとともに、サドを超現実主義の祖先と見なし、『聖侯爵』というアダ名で呼んだ。</p>	<p>(⑥) 第二次大戦後の実存主義は、ニーチェ、キエルケゴール、ハイデッガーなどの哲学と、フツサールの現象学、マルクス主義的弁証法などの影響のもとに出発したサルトルを代表とする一派である。</p>
--	---	---

<p>(⑦) シュールアリストの無意識や夢の学説を芸術の領域に導入し、同時に道徳や社会的に抑圧や政治的疎外を完全に撤廃することを主張した二十世紀前半（第一次大戦後の藝術運動）であつて、</p>	<p>(⑧) パーヴォワール、ジヨルジュ・バタイユ、モオリス・ブランショ、ピエール・クロソウス、キーラなどの哲学者・批評家が、それぞれサドに関する評論を発表している。</p>	<p>(⑨) サドをロマン主義に通じる重要な源として、文学史のなかに位置づけようとする試みは、オクスフォード大学教授マリオ・ブラーイツによつて精力的に行われた。</p>	<p>(⑩) 日本の場合は、スクラップ・ブック参考のこと。</p>
--	---	--	-----------------------------------

『現代思潮記』が「まず西洋からはじめる」であり、「『悪徳の榮え』の価値」が「まづヨーロッパについて言えば」となっていることより、ほぼ同じ説き起しの表現となっている。③～⑨の対応関係については、『現代思潮記』で（一）～（三）としてテーマごとに分割して記述されている内容をほぼその順序にしたがって、ひとつずつ繰り返す文章として統合・再構成したものが、「『悪徳の榮え』の価値」だと言うことができる。使用される語彙も極めて共通性が高く、④のように殆ど同文と見なし得るものもあり、相同性は極めて高い。また、⑩では『現代思潮記』が「日本の場合は、スクラップ・ブック参照のこと」とあるのに対し、「『悪徳の榮え』の価値」では日本の文学者のサドへの関心が実際に記されており、ここにも対応関係を確認することができる。以上より、極めて類似性・同一性の高い表現・文章構成が『現代思潮記』と「『悪徳の榮え』の価値」の両者の間に確認される。

『現代思潮記』と「『悪徳の榮え』の価値」の関係②

前節の論証より「弁護人冒頭陳述『悪徳の榮え』の価値」は、肝心のサドに関する情報について、その多くを『現代思潮記』に拠ることで成立していることは明白である。だが、この弁護人冒頭陳述は、『現代思潮記』が強調した内容を退けている。それは端的に述べれば、『現代思潮記』に書き込まれた過激なサド評価を退けたのである。このサド評価は〈滝澤が理解するサド思想〉であることは言うまでもない。よって、この滝澤の思想性が濃く反映された箇所を弁護人たちは避けたことになる。それでは、この滝澤のサド評価はどのようなものであったのかと言えば、それは滝澤が『サド復活』等のサド論で表明し、この資料作成までに展開してきたサド評価と同列に並ぶ内容であった。例えば、それは次の表現に十全に顯れている。

サドは、かかる時代の支配的傾向に対するアンチテーゼを提出したのである。そして、歴史的に限定されない人間の性格の奥にひそむ惡を摘出したのである。そして、この惡こそ人間性の本質であり、人間を人間たらしめるものだと主張した。／しかし、その場合、サドがこの価値転換の論拠としたのは、単に恣意的な彼の空想世界ではなく、人間の歴史的

現実そのものであつた。^(注17)

すなわち、サドの道徳的価値の転換は、きわめて道徳的な行為であった、とバタイユは言つてゐる。

平つたくいえば、人間は歴史的にいかなる作家の筆

もおよばないような殘虐、狂氣、悪徳を行つてきて

いる。／そうである以上、このような人間の歴史的現実を道徳的追求の対象とする場合、人間の頭のな

かで考えられ得る善も悪との対決をトコトンまで追いつめて行くというやり方は、必要ではないか。^(注18)

ここで滝澤が「歴史的現実」ということばによつて示されたのは、「人間の性格の奥にひそむ惡」、或いは人間の「殘虐、狂氣、悪徳」という「人間を人間たらしめめる」「人間性の本質」の存在である。そして、言うまでもなく、それは「歴史的現実」と規定するように歴史的・社会的事実としての眞実、或いは出来事として捉えられてゐる。そのことをサドは認めた作家であり、そこにサド文学の存在価値があると滝澤は述べているに等しい。この解釈を弁護人は退けたのである。

最高裁判決すら明言するところである。^(注19)

この帰結が意味するところは、〈争うのはサド思想の内実ではなく、憲法に保障された言論の自由である〉といふ点に尽きよう。言い換えるなら、〈危険思想ですら、言論・出版の自由の前では発禁にできない〉というものであり、言論・出版の自由の絶対性を際立たせる為に、サドの危険思想性を強調しているに過ぎないと判断される。そうであるならば、「弁護人冒頭陳述」は、滝澤のサドの存在意義に関する主張とは全く似て非なるものに仕上がつてゐることになる。滝澤は、危険思想であるからこそ、サド文学は存在価値があるという論旨を主張す

ば暗黒面の徹底的な摘發者なのである^(注19)と表現してもいい。このことは寧ろ二つのテクストの相同性や強い結びつきを示しているように思われる。だが、そうではない。「冒頭陳述」は、このような人間の暗黒面を捉えるサド思想を指摘しながらも、議論の落としどころは次のように示される。

サドの思想が、今日のわが国においてもなお、一見きわめて反道徳的・反教育的にみえようということはわれわれも争わない。ただし、反道徳的・反教育的な作品であつても言論・出版の自由の範囲内にあることは、われわれが多くの不満をもつチャタレー

この帰結が意味するところは、〈争うのはサド思想の内実ではなく、憲法に保障された言論の自由である〉といふ点に尽きよう。言い換えるなら、〈危険思想ですら、言論・出版の自由の前では発禁にできない〉というものであり、言論・出版の自由の絶対性を際立たせる為に、サドの危険思想性を強調しているに過ぎないと判断される。そうであるならば、「弁護人冒頭陳述」は、滝澤の

るが、弁護人にとって、それはあくまでひとつ要素でしかなく、最大の論拠たり得ない。故に、それは法廷闘争の中核に置かれ得ない議論であつたのである。だからこそ、滝澤の主張の根本部分は退けられたと言える。

この意味で、「現代思潮記」と「『悪徳の榮え』の価値」の間には大きな隔たりがある。このことは、端的に弁護人たちと滝澤との乖離状態を示している。滝澤はできる限り簡潔明瞭に仕上げることができたはずの資料を、そのように仕上げず、弁護人の戦略からすれば過剰である自らの主張を織り込んでいたことが理解されよう。ここに滝澤と弁護人たちとの根本的な立場のずれを端的に確認できる。ここで確認されるのは、法廷闘争を始める準備段階での相違、或いは法廷外部（『現代思潮記』）と内部（「弁護人意見陳述」）とが接する中間領域において生じた対立と言えよう。このような対立は、以後の実際の法廷闘争の場面においてはどのように生じるのか、次節ではそれを確認する。

法廷闘争における滝澤龍彦と弁護人の言説の対立

法廷闘争における滝澤と弁護人たち各自の立場を確認するために、ここでは「弁護人意見陳述」と滝澤の「被告意見陳述」とを整理する。両者の全体像をここに引

くことは、紙幅の都合上不可能があるので、「弁護人意見陳述」については、その主張の要約と立証事項を整理することで、その戦略の要点を示すことにしたい。法定内の対立は種々言及されてきた最早自明な点であり別稿でも概括した。以下は前節までで論じた対立の継続を確認する目的においてのみ、念のために敢えて私に論旨を辿り直した。この点を断わっておく。

「弁護人意見陳述」の主張は以下のよう纏めることができる。即ち、刑法一七五条にいう「猥褻」の基本概念と、猥褻罪が文学、思想上の作品に対し果たしてきた機能についての根本的な批判がなされる審理を望むこと、そしてチャタレイ判決の批判を通じて、裁判所が道徳的に気負ったポーズで文化的な作品の価値判断を行うことを牽制すること、猥褻罪を文化的な価値との関連、言論出版の自由との関連で考えることが主張された。^(注2)そして、立証事項では、「『悪徳の榮え・統』は、『悪徳の榮え』という全体の作品として芸術的、思想的な価値を有する古典である」点、当該作品の「性的描写は峻烈」で「非現実的観念的であつて性を主として、思想的に取扱つてゐる」故に、人々の「性欲を刺戟興奮せしめることはない」点、被告両名が「猥褻」であるとの認識をもつて本書を翻訳・販売していない点が強調された。

一方、瀧澤の「被告人意見陳述」は、ひとまず思想史的文化的な位置づけにおいてのサド文学の重要性を語り、「悪徳の榮え」の猥亵性を否定することから説き起^(注2)こされる。そして、自らのサド紹介者としての経緯を述べて「ひろくサドの作品が正しく読まれるべき下地をつくりってきたつもりです」とした。続いて、その紹介における配慮を述べ、出版事情に際しては扇情的な販売をする出版社にはゆだねていないこと、現代思潮社においては思想書として扱つたことを述べた。このように、瀧澤の意見陳述は「弁護人意見陳述」の戦略に沿うようが始まる。しかし、その次の「サドの作品が今日なぜ読まれなければならないか、つまり、サドの作品の今日的意義について」の意見を述べるにおいて、その論調は変わる。それ以後は、瀧澤の権力批判を主軸にした弁が滔々と展開されるのである。

サドの思想が今日なぜ世界中の多くの読者をひきつけ、世界中の多くの批評家から高い地位を与えられているのか、といふと、それは、サドの思想そのものが権力の名によつてやたらに自由な出版物に「猥褻」のレッテルを貼りつけたり、自由な思想の運動を「道徳」の名によつて弾圧したりしようとする、今日露骨にあらわれてきた官僚主義的国家の傾

向に、徹底的に抗議しているからであります。／そ^(注3)ういう意味で、この裁判は、あえて言えは、日本の裁判史上に類例をみない、きわめて象徴的な裁判ではないかと思います。裁かれるサド自身が、生涯にわたつて、検察官の独善と権力主義的な考え方に対する抗議を繰り返すのであります。

例えばこのように瀧澤は、サドの思想が団らずも現代社会の権力構造を批判するものであることを言い、サド思想が国家権力によつて取り締まられるということを強調する。更に瀧澤は、その権力批判を法廷批判へと展開させ、挑発的な議論を展開する。

元來、人間の自由と法律とは対立するものであります。サドの作品をお読みになつた法律家のなかには、サドが法律というものを完膚なきまでに愚弄している点に、あるいは不快の感情をいだく方があるかも知れない。しかし、人間が人間を裁くということ、また、人間が人間を裁く権利があるかどうかと^(注4)いうことに、つねに疑問を呈出しつづける姿勢は、神ではないわれわれ人間の義務であると確信いたします。そしてこのきわめて人間的な義務を、とことんまで押し進めたのがサドの文学であり思想であります。／さて、法律や裁判所は議論の余地なく神聖

だという迷信があります。これは既成秩序の上にアグラをかいだ国家の支配者や、彼らと利害を共にする官僚どもがつくり出した迷信であつて、サドの文學は、このような迷信に凝り固まつた頭の人間に、冷水をぶっかけるような効果があります。（略）／そういう意味で、サドの著作は、今日大いに読まれる価値があります。サドの著作を読めば、ほかならぬこのサドの裁判が、どのような社会の基盤で行われているのか、ということが明瞭になるはずです。裁かれる者、裁かれる者、また腐敗した権力に加担する者、非人間的な官僚機構の上でアグラをかいている者——そのような社会の構図が、サドの著作を読むことによつて、くつきりと浮かびあがつてしまります。（註25）

瀧澤はこの引用箇所によつて、明確に法・裁判の存在自体を否定する。それは、サド文学を読むことが、本裁判の根源にある宿痾を理解する最も有用な手段であるという論理でなされている。これが「サド作品の今日的意義」の答えである。瀧澤は裁判をも含めた現代社会の既成秩序や道徳の欺瞞を知るためにサドを読むのであると述べ、そしてサド読むことの意義を、サド裁判の問題・宿痾を理解するための必要として提示している。つまり、

サドを読むことの意義とは、このサド裁判の全てを否定するためにあると認められる。これはある意味でサドを思想書と理解することの強調だと理解できる一方、弁護人の論証事項から逸脱した過剰な議論でもある。そして、この主張は法そのものの存在を否定している故に、裁判自体のみならず、法に従事する者たち（瀧澤の弁護人たちの存在否定を更に意味する）

この観点を踏まえれば、猥褻は「人間の心の中にしか

（註26）いという、サド裁判における瀧澤の主張で、最も法学的に評価されるであろうものの別の性質も明らかになる。この主張を単純に纏めれば、猥褻であると判断されるのは、その作品が猥褻であるからではなく、判断する人物の認識の内にこそ猥褻という基準がある、という論である。この論は大野弁護人が主張した「相対的わいせつ概念」を補強する要素を含んだ考え方であり、法学的価値を有する内容である。その意味で弁護人の主張を補強する協働性の高い議論であると判断できる。だが、瀧澤はこの議論の落としどころを、「検察官こそ猥褻な存在である」という主張に定める。つまり、瀧澤が、猥褻の認識論的問題性を主張することは、その問題提起にとどまらず、司法権力批判＝危険思想の強調に至り、弁護人の論証事項に利する言説から自ずと離脱していくこと

が理解される。

このように滝澤の言説は弁護人たちが用意した裁判勝利の戦略から逸脱し、更に弁護人の存在を否定する主張を開く。ここから、弁護側は決してひとつの合理的な言説を共有しておらず、準備段階からの齟齬や対立が引き続き生じていたことが理解される。

とは言え、滝澤はこの冒頭意見陳述以後、法廷での証人への質問、或は被告人尋問において、さして攻撃的發言は行っていない。証人への質問時に、サドの文学史的思想史的価値を證明するのに役立つことのない質問を行った程度である。また、弁護人たちを最も苛立たせたのは出廷での遅刻、無断欠席であった。そして、裁判の山場である「被告人最終意見陳述」において、再び滝澤の発言の攻撃性が顕わになる。「長つたらしい検事の論告や弁護人の最終弁論を聞きながら、被告席の前の机で走り書きした」^(注4)この最終意見陳述の論調は、やはり弁護人・特別弁護人たちの論証とは異なる、この裁判を痛罵する皮肉を並べ立てたものであつた。ここで滝澤の弁は、猥褻性の問題よりも寧ろ、如何に裁判が無意味なものであつたのか、如何に自身が裁判を愚弄したのかといふことを主題としたアジテーションの如きものであつた。その証拠に、滝澤曰く、この陳述が読み上げられた

時、傍聴席にくすくす笑う者がいたと^(注5)いう。

この限りにおいて、滝澤の法廷での言論は、要所々々で弁護人の言説編成から逸脱するように発せられていたと言える。小野坂弘が論じるように、裁判が「物語」という、裁判の専門性や制度に由来する複雑性を縮減する枠組によって成立するのならば、この裁判において、弁護人たちは『悪徳の榮え』は猥褻ではなく無罪である^(注6)という「物語」を編成し、滝澤もまたそれに従い一致した語りを行うことで、勝利は獲得されるはずであった。しかし、実際には滝澤はその「物語」を完全に語らず、独自の「物語」を語っていたのである。故に、滝澤はその戦術どおり『勝手気まま』な闘争を開くし、『負ける』ための実践を進めていたと言える。

滝澤龍彦の闘争の意義

資料作成段階からの滝澤の営為について、特別弁護人であった白井健三郎は「少し自分勝手なところ」があつたと述べた上で、次のような苦々しいことばを残している。

それならいつそ自分たちだけで闘つたら、僕はいさぎよかつたと思います。しかし、裁判をはじめた。その証拠に、滝澤曰く、この陳述が読み上げられた以上は、滝澤くんがひとりで一種の架空のオペラみ

たいな、道化的になつちやつてもかわいそつだから、援護射撃をするという形になりました。^(註35)

白井にとつて、サド裁判での瀧澤の営為は、結局のところ現実離れしたものであるという印象が強かつたのである。「架空のオペラ」という表現が如実に示すように、

瀧澤のサド裁判に対する態度は、裁判を闘うには余りに穿ち過ぎていたのである。この白井の見解は、ここまでの一審終幕まで、同じ雰囲気を醸成していたと述べても差し支えなかろう。しかしながら、瀧澤の闘争を単なる「道化」だと切つて捨てるべきではなかろう。裁判それ自体を批判し、同時に弁護人とも齟齬を来してしまった瀧澤の闘いの徹底ぶりに存する批評性を今暫く検討すべきではなかろうか。

ここで踏まえたいのは、冒頭にも引いた瀧澤の「負け方が有意義」だとする認識である。瀧澤はその認識の

もとで権力批判と法の否定を唱え、弁護人をも否定する論理を展開した。その意味において瀧澤は、裁判勝利に必要な論理構成や合理性、即ち裁判の規範から逃れようとしていた。故に、裁判に「負ける」ことを目指すという宣言と、瀧澤の法廷闘争は一貫したものとして認めら

れる。だとすれば、本稿で論じた瀧澤の営為とは裁判に負けるための過程そのものであり、人々はそれを見せ付けられその過程に巻き込まれていつたのである。白井が「架空のオペラ」と名付け予期したのは、まさにこの事態であった。

瀧澤の「架空のオペラ」は、おそらく本人の意識せざるところで、司法の暴力性を顕わにする。瀧澤は、猥亵性の問題よりも、法をめぐる権力構造を指弾し否定することに力点を置き、サドが如何に社会的秩序を破壊するテロルの思想であるのかを力説した。これは、先にも論じたように弁護人の論証と適合しない故に敗訴を指向する。仮にこれで有罪が確定した場合、瀧澤は自らが攻撃した権力によって裁かれ、社会から排斥されることになる。この場合は、瀧澤が主張した権力批判によつて裁かれる訳ではない。にも関わらず、結果だけを見れば瀧澤は法権力によつて犯罪人として社会から分節化されたことになる。

この一連の流れは、権力への抵抗とその挫折を意味すると言うよりは、寧ろ法が如何にして人々を理性と秩序のもとにおいて罪人として画定するのかを示す、アイロニカルな見世物だと判断されるべきであろう。例えば、サド裁判同様に猥褻出版の咎で起訴されて闘われたチャ

タレイ裁判では、身の潔白が合法性において求められた。これは、法の権力の内において自らの存在の正当性を獲得することを目的価値としているという意味で、「法に従属する」という意志のもとで為された闘いであり、予め法権力の存在を認めた上で——即ち権力の霸権の内で権力によって自らの存在の正当性を付与してもらうという行為であつた。^(注4) 故に、仮に無罪となつた場合、司法の暴力性は不可視化される。一方、サド裁判において滝澤が求めたのは〈法的に逸脱した〉ことであり、敗訴のプログラムを用意することで、司法の暴力が否応なく行使されることが求められた。そうなれば、暴力行使の過程は明確に可視化される。したがつて、滝澤の闘争のスタンスは、必然的に法権力の暴力性が露呈してしまる事態と不可分であるのだ。法のおぞましさを可視化させると言いう限りで、滝澤の闘いは政治的批評性を潜在させている。

その一方で、「架空のオペラ」を演じた滝澤は、行為遂行的な次元においてマゾヒストであったとも言ひ得る。何故なら、滝澤の〈敢えて負ること〉への意志、或いはその戦術と闘争とは、法権力にとつては恰好の攻撃対象であり続ける位置に自らを定位させることだからだ。しかし、それは、法権力のおぞましさを露呈させるための犠牲の身振りなどではない。西成彦がマゾヒズム

を「おとり」と置換して、そのしたたかな政治的批評性を示すように、マゾヒズム、即ち「おとりが用いる戦略とは、食いつかれ、さいなまれ、おもちゃにされるための『自己擬装』」である。滝澤は、結果的に西が言う意味でのマゾヒストとして、権力に罠をかけたのだとさえよう。滝澤は、自らがものしたテクストの内容同様のスキヤンダラスで反権力的な〈罪人〉として己の作家性を法権力により自らに刻印させ世間一般に広めさせよう「自己擬装」し、法権力を誘い込み利用したと見做すことができる。滝澤の闘争とは、法権力に対する挑発なのでではなく誘導／誘惑ではないのか。その証拠に、判決の次元とは無関係に、サド裁判以後の滝澤は、サドの紹介者・異端作家としての地位を搖るぎなきものにして行く。したがつて、滝澤のサド裁判における闘争とは、法権力のおぞましさを可視化させる批評的な営為であると同時に、また自らの作家イメージを法権力によつて強化させるバイナリーナのだったと評価できる。滝澤の営為から見えてくるのは、サド裁判が持つ政治的批評的可能性と、したたかさに由来する司法権力への抵抗可能性というふたつの側面なのである。

注

(1) 拙稿「サド裁判論——滝澤龍彦の戰術とその意義をめぐって」(『日本近代文学』第八〇集、一九〇九年五月)。

本稿はこれの事実上の承前・補論であり、拙稿で予告した闘争過程・「當為」の検証を行うものである。

(2) サド裁判の経緯は次のとおりである。一九六〇年四月

七日、「猥褻文書販売目的所持」の容疑で本書は押収さ

れ、発禁処分となる。翌六一年一月二〇日、社主の石井恭二と滝澤は、東京地檢により刑法一七五条「猥褻文書販売目的所持」の容疑で起訴される。そして、

同年八月一〇日に第一回公判が開かれ、六二年一〇月

一六日の第一八回公判において無罪の一審判決が下される。東京地檢は控訴、同年一一月二一日、一審判決を破棄し有罪となる。滝澤らは上告、六九年一〇月

一五日、上告審判決公判が開かれ有罪判決(罰金)が下された。

(3) 弁護人は大野正男、中村稔、柳沼八郎、新井章。特別弁護人は遠藤周作、白井健三郎、埴谷雄高。本稿では特別弁護人ではなく、弁護人たちと滝澤との対立と差異を論じる。

(4) 前掲、拙稿を参照。

(5) 文献を列挙することはやめるが、例えば中村稔「滝

澤龍彦氏とサド裁判」(『ユリイカ』第二六五号、一九八八年六月)等、滝澤と弁護人との対立は既に述べられてきた周知の事実である。

(6) 弁護側の立場の差異に関する論文としては、関谷一彦「[サド裁判]——猥褻についての法的立場と文学的立場——」(『言語と文化』第九号、一〇〇六年三月)等がある。

(7) 滝澤龍彦「三島由紀夫宛の手紙」一九六一・一・三〇付(『新潮日本文学アルバム 滝澤龍彦』、一九九三年、新潮社、四二一~四三頁)。

(8) 以下に記す、滝澤の熱心さは、『滝澤龍彦翻訳全集』第六巻(一九九七年、河出書房新社)に所収の巖谷國士「解題」においても指摘されている。

(9) *L'affaire Sade, Compte-rendu exact du procès intenté par le Ministère Public, aux Éditions Jean-Jacques Pauvert, Paris 1957.*

(10) 滝澤龍彦「サド裁判・フランスから日本へ」(『日本讀書新聞』、一九六一年七月一七日、七面)。

(11) 『現代思潮記』の存在と全貌が公にされたのは、前掲巖谷「解題」においてである。以下『現代思潮記』は巖谷「解題」から引用。

(12) 巖谷、前掲、三三一~三三三頁。

- (13) 濵澤「サド裁判・フランスから日本へ」、同前。
- (14) 以後、「弁護人冒頭陳述」等の法定内での発言は、断りのない限り現代思潮社編集部編『サド裁判』上、下(一九六三年、現代思潮社)より引用する。
- (15) 濵澤龍彦『現代思潮記』、三四五(三四六頁)。
- (16) 「弁護人冒頭陳述」(『サド裁判』上、二〇(二一頁))。
- (17) 濱澤『現代思潮記』、三三五頁。
- (18) 濱澤、前掲著、三三六頁。
- (19) 「弁護人冒頭陳述」(『サド裁判』上、一八頁)。
- (20) 同著、一八頁。
- (21) 「弁護人意見陳述」(『サド裁判』上、二九(三六頁))。
- (22) 濱澤龍彦「被告人意見陳述」(『サド裁判』上、三六頁)。
- (23) 濱澤、前掲著、三六頁。
- (24) 濱澤、前掲著、三七頁。
- (25) 濱澤、前掲著、三七頁(三八頁)。
- (26) 濱澤、前掲著、三八頁。
- (27) 濱澤、前掲著、三九頁。
- (28) 「弁護人・特別弁護人最終意見弁論」(『サド裁判』下、二六一(二六五頁))。本学説については、例えば武田誠『わいせつ規制の限界』(一九九五年、成文堂)等を参照。
- (29) 濱澤龍彦「サドは無罪か」(『文藝』第一卷第一〇号、一九六二年二月、一四七頁)。

(30) 濱澤、前掲著、一四八頁。

(31) 小野坂弘「物語と裁判」(『法社会学』第六〇号、二〇〇四年三月)。

(32) 白井健三郎「やんちゃな被告たち——「サド裁判」をふりかえって」(『シブサワ・クロニクル』、一九八八年、幻想文学出版局、一二五頁)。

(33) 白井、前掲著、同頁。

(34) この点については、前掲、拙稿で検討した。

(35) 西成彦「マゾヒズムと警察」(一九八八年、筑摩書房、九六頁)。また、濱澤と権力の問題については、磯田光一「恋愛のダンディズム」(別冊新評濱澤龍彦の世界第六卷第五号、一九七三年一〇月)も参照。

附記　漢字は新字に改め、ルビは適宜省略した。引用中の「／」は改行を意味する。なお、本稿は科学研究費補助金(特別研究員奨励費)による研究成果の一部である。

(みずかわ・ひろふみ／名古屋大学大学院博士後期課程)

日本学術振興会特別研究員DC2)